

(参考) 収益納付の条件について (企業等の実証・評価設備等の整備事業の例)

【ケーススタディ】

- ◆ 補助事業実施期間における投資額 **9.5億円** = 補助対象経費 9億円 + 補助対象外経費 0.5億円
 補助金 **3億円** = 補助対象経費 9億円 × 1 / 3
 自社負担額 **6億円** = 補助対象経費 9億円 × 2 / 3
- ◆ 当該設備等から、
 1年目は試作品製造等の実証・評価に **0.5億円** の追加投資
 2年目から事業化、2、3年目及び5年目は **4億円** の収益 (売上高 - 製造原価 - 販売管理費等)
 4年目は、**2億円** の損失

収益納付の計算式

(収益[A] - 控除額[B]) × (投資額全体に対する国の補助金の比率[C/D]) - 納付累計額[E]
 の各年度における値及び収益納付額は以下のとおり。

	一年目	二年目	三年目	四年目	五年目
[A]	-0.5億円	3.5億円	7.5億円	5.5億円	9.5億円
[B]	補助対象経費の自己負担額 6億円				
[C/D]	補助金3億円 / (補助事業実施期間における投資額9.5億円 + 実証・評価に係る追加投資 0.5億円)				
[E]	0	0	0	0.45億円	0.45億円
納付額	0	0	0.45億円	0	0.6億円

- ※1 収益[A]は補助事業に係る製品・部品等の営業損益の累計額
- ※2 四年目の様に、収益納付を実施した後に、収益の累計が控除額を下回っても、収益納付されたお金を返還することはありません。

